

2019年4月19日

消費者庁長官 岡村 和美 様  
消費者委員会委員長 高 巖 様

### 新たな遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準の一部改正について

日本生活協同組合連合会  
専務理事 和田寿昭

食品表示は生活に身近なものであり、表示制度も含めて消費者の関心が高いものです。今回、2017年度に消費者庁で開催された「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」の報告書に基づき、内閣府令が出され、消費者により分かりやすい表示制度のため、消費者委員会食品表示部会で慎重な審議がされたことは評価します。

ただ、今回の改正の主旨は、従来5%以下の意図せざる混入の際には認められていた「遺伝子組換えでない」旨の表示について、新たな公定検査法での「不検出」を条件とするものですが、現状ではその検査法や「不検出」の条件が決まっていません。

このことで、食品表示に係る監視体制の全体像が曖昧となっており、消費者にとって本当に意義のある改正であるかが分からず、また事業者にとっては今後の対応を進めにくい状況にあります。

新しい公定検査法や「不検出」の閾値が決まってから、改めて慎重に決定する方向性に反対はありませんが、今回の制度改正の意味や目的が実現されるものとなるよう、特に下記3点について要望します。

#### ①新しい公定検査法や不検出の閾値が明らかにならないまま改正を行うべきではありません

消費者委員会の答申書の附帯意見のとおり、新しい公定検査法や不検出の条件、監視方法が今回の改正の基本です。これら全体像が明確にならないうちに改正を進めるべきではないと考えます。

表示の実効性は、検査法や閾値に大きく影響されます。公定検査法や不検出の閾値等が明らかになり次第、改めて広く国民からの意見を聞き、改めて慎重に検討を行ってください。

#### ②消費者の混乱を招かないよう、統一感のある表示制度を実現してください

従来の「遺伝子組換えでない」の代替表現（5%～不検出）については、今後消費者庁でQ&Aにて示されるとされ、最終的には事業者判断となりました。しかし、各社で様々な表現がされたり、類似商品でも異なる記載がされるようだと、消費者にとって一層複雑に映り、普及・啓発の妨げになりかねません。

消費者に分かりやすい表示制度とするためには、できるだけ食品業界全体で統一した表現に合わせていく必要があります。そのためにも、今後の各社の表示状況や消費者の理解度を継続的に調査し、消費者委員会食品表示部会が指針を示したり、消費者庁がQ&Aのガイドラインを作ってそれを徹底するなど、消費者に最適な表示制度に近づけるための継続的な取り組みをお願いします。

### ③事業者での実行可能性を考慮し、十分な準備期間を確保してください

新しい制度の適用にあたっては、監視体制等の全容が明らかになった後、まず原料供給元で対応が検討され始め、翌年以降の原料生産・流通動向が決まります。また、事業者は、消費者が求める商品を作るために、それに見合う原料の調達、輸送、保管、製造管理方法などを細かく検討し、あわせて商品の表示内容を決定します。

これらの作業には相応の期間を要します。また、今後の原料需給バランス次第では、商品継続の断念や商品価格への影響が懸念され、その結果、消費者が求める商品を手できなくなることや入手が困難になる恐れがあります。

現時点では、2023年4月の施行とされていますが、今後の農産物の栽培や取引の状況等も踏まえて、改めて事業者の実行可能性に配慮し、施行日を改めるなど、十分な準備期間が確保されるようにしてください。

以上